注１：６月末在庫は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に10ａ以上の作付生産者の在庫量推計値を加えたものである。
注２：水稲収穫量は、平成23年産米の水稲収穫量(「作物統計」農林水産省大臣官房統計部)である。
注３：加工用米等は、米穀の需給調整実施要領第３において需給調整の取組として取り扱う米穀等として定める加工用米､新規需要米(飼料用及びバイオエタノール用を除く｡)及び備蓄米であって主食用米等に供給されないことが確認された米穀である。
注４：平成23年産米の特別隔離対策による隔離数量は、平成23年産米の特別隔離対策に従い、500Bq／kgを超える放射性セシウムが検出され出荷制限が課された地域及び100Bq／kg超から500Bq／kg以下の数値が検出され福島県から出荷見合わせが要請された地域において、生産者が生産した平成23年産米を市場流通から隔離する数量（見込み）である。
注５：地震・津波被害は、全国出荷団体及び全国米穀販売事業共済協同組合からの聞取りである。
注６：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

２　全国の平成24／25年の需要見通し（速報値）

平成24／25年（平成24年７月から平成25年６月までの１年間)の全国の需要見通しについては、平成16年７月策定の基本指針において最近の米の消費量を踏まえて採用した手法により、平成８／９年（平成８年７月から平成９年６月までの１年間）以降から直近の平成23／24年までの全国の需要実績を用いてトレンド（回帰式）で算出すると、図２及び表２のとおりとなります。

図２　平成８／９年～平成23／24年の全国の需要実績を用いた算出方法

（単位：万トン）

年	x	需要量(y)
8／9	1	943.8
9／10	2	912.9
10/11	3	907.3
11/12	4	885.9
12/13	5	911.5
13/14	6	872.1
14/15	7	894.7
15/16	8	861.6
16/17	9	865.4
17/18	10	851.7
18/19	11	837.5
19/20	12	854.5
20/21	13	823.6
21/22	14	814.1
22/23	15	820.0
23/24	16	810.6
24/25	17	798.1

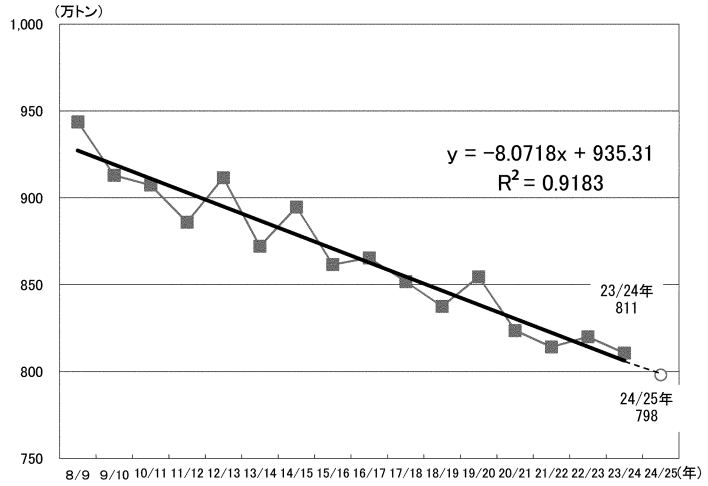


表２　平成24／25年の需要見通し（速報値）

平成24／25年	798万トン

３　平成24／25年の需給見通し

平成24／25年の需給見通しは、表３のとおりです。

⑴　供給量

①　平成24年６月末の民間在庫量（速報値）は、182万トンです。
②　平成24年産米の生産数量目標は、平成23年11月に変更した基本指針で設定した平成24年産米の全国の生産数量目標（需要量に関する情報）の793万トンです。
③　平成24／25年の備蓄米の代替供給量は４万トンです。
④　この結果、平成24／25年の主食用米等の供給量の合計は、979万トンとなります。

⑵　需要量

主食用米等の需要量は、２により算出した798万トンです。

⑶　平成25年６月末の民間在庫量

平成25年６月末の民間在庫量は、⑴の供給量及び⑵の需要量から算出して181万トンと見通されます。

表３　平成24／25年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

		主食用米等
平成24年６月末民間在庫量	A	182
平成24年産米生産数量目標	B	793
平成24／25年備蓄米代替供給量	C	4
平成24／25年主食用米等供給量計	D＝A＋B＋C	979
平成24／25年主食用米等需要量	E	798
平成25年６月末民間在庫量	F＝D－E	181

注：平成24／25年備蓄米代替供給量は、①東日本大震災により、倉庫に保管されていた平成22年産米が被災し、これを平成23年産米で埋め合わせる形で供給が行われたこと、②特別隔離対策（100Bq／kgを超える平成23年産米の特別隔離対策）の対象となる米が市場隔離されること、から供給量が減少したことに伴い、①及び②に見合う量４万トン（震災による倉庫被災分２万トン程度＋特別隔離対策による隔離数量２万トン程度)の代替供給を政府備蓄米から行う数量である。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）
②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄
③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施（毎年20万トン）